



鴨川市告示第 128 号

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、使用料を
有料とする小湊駅前駐車場の利用期間を次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

鴨川市長 佐々木 久之



利用期間 令和 8 年 7 月 25 日から同年 8 月 23 日まで